



鳥取県公報

平成 20 年 1 月 25 日 (金)
第 7 9 5 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (27) (指導管理課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (28) (福祉保健課) 2
	臨時種畜検査の実施 (29) (畜産課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2 件) (30・31) (森林保全課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (32) (八頭総合事務所農林局) 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (33) (西部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 6
	土地収用法による審理の開始 (2 件) (県土総務課) 13

告 示

鳥取県告示第 27 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
445	社団法人鳥取県貸金業協会	名称	社団法人鳥取県貸金業協会	日本貸金業協会鳥取県支部	平成 19 年 12 月 19 日

鳥取県告示第 28 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社とんや	米子市西福原七丁目 4-1	デイサービス翠のさと	米子市西福原七丁目 4-1	通所介護	平成 19 年 12 月 7 日
ひばり総合福祉株式会社	鳥取市東町三丁目 141	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市東町三丁目 141	訪問介護	平成 20 年 1 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	通所リハビリテーション事業所さかい幸朋苑	境港市誠道町 2082	介護予防通所リハビリテーション	平成 19 年 10 月 1 日
鳥取西部農業協同組合	米子市東福原一丁目 5-16	鳥取西部農業協同組合指定福祉用具貸与事業所	米子市東福原一丁目 5-16	介護予防福祉用具貸与	〃
有限会社とんや	米子市西福原七丁目 4-1	デイサービス翠のさと	米子市西福原七丁目 4-1	通所介護	平成 19 年 12 月 7 日
ひばり総合福祉株式会社	鳥取市東町三丁目 141	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市東町三丁目 141	訪問介護	平成 20 年 1 月 1 日

鳥取県告示第 29 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号）第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成 20 年 2 月 20 日 午後 1 時 30 分から	東伯郡琴浦町大字松谷 606 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第 30 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市横枕字目谷西平 671、字目谷東平 672 の 1、672 の 5、字目谷東平下モ 673 の 1、下砂見字蓬ヶ鳴ル 1567 の 5、1568 の 2 から 1568 の 6 まで、1568 の 8、1568 の 9、1568 の 11 から 1568 の 13 まで、上砂見字柏谷山 1094 の 2、1095 の 2、岩坪字坪尻 610、611、611 の 1、字奥椀谷ノ上 1142 の 1、1143、1145、1145 の 1 から 1145 の 3 まで、1146、1146 の 1、1147、字瀬戸ノ上南 1168 から 1173 まで、字下小原山 1174 から 1183 まで、1185、1185 の 1 から 1185 の 4 まで、1186 から 1197 まで、1197 の 1 から 1197 の 9 まで、1198、1199、字中小原山 1202 の 11、1202 の 12、1209 から 1211 まで、字向山上ミ 1292 の 2、1293 の 2、字奥椀谷西 1656 の 2、1656 の 3、字奥椀谷東 1657 の 2（次の図に示す部分に限る。）、1657 の 3 から 1657 の 7 まで、1658 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩坪字奥椀谷ノ上 1145 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市下味野字寺屋敷 883 の 3 から 883 の 5 まで、883 の 11、上味野字小屋場ノ二 748 の 2、748 の 5、横枕字屋敷下分 340 の 1、猪子字東谷 159、160、字長坂 528 の 2、529、530、532、字糸谷東平 742 の 1、字糸谷西平 743、玉津字臼谷 418 の 2、字幟尾 425、長谷字沢田 694、字孫目ヶ谷 724 の 3、赤子田字宮ノ谷 475 の 2、475 の

3、下砂見字森田平上916の2、字隈平ラ918、925、926、927の2、字畑ノ尾1276の3、字芳谷1362、字曾輪谷1476から1479まで、中砂見字溝上1118から1120まで、1123、1124の1、字森ノ元1344、字赤坂1532の1、1533の1、1533の3（次の図に示す部分に限る。）、上砂見字上小畑856の1、字拾石1166の1、字小畑山1284、字柚谷山1332、岩坪字向山535の3、543、547の1、548

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 31 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字ネギ右平ラ807、大字市瀬字圓城谷口1301、字宮ノ谷3002、3005から3009まで、3011、3013、3014、字円城谷3142、3193の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字大ヶ谷549の1から549の3まで、553の1、553の3、字ヒル途562の1、562の2、562の5、562の9、563の1、563の4、563の9、字下モ小谷685の1、685の2、687の1、字松ジガ途697の1、697の2、697の8、大字大呂字日向猫畑680の6、字蔭猫畑686の1、686の3から686の8まで、689、690、691の1、691の2、692、694、695、697、697の1、697の2、700の1、700の3、大字奥本字クジヤ谷701の8、大字西野字汁兼1011、1012、大字市瀬字家ノ下3206の1、3207

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 32 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事	以 後 博 幸	八頭郡八頭町日田 620-1
〃	中 林 博 和	八頭郡八頭町南 242
〃	田 中 康 夫	八頭郡八頭町徳丸 409
〃	松 田 純 一	八頭郡八頭町東 252-3
〃	上 田 理	八頭郡八頭町茂田 115
〃	木 下 照 男	八頭郡八頭町横田 132
〃	中 嶋 繁 夫	八頭郡八頭町小別府 543
〃	藤 田 洋太郎	八頭郡八頭町新興寺 572-2
〃	西 川 博 昭	八頭郡八頭町日下部 180
〃	東 田 康 正	八頭郡八頭町日下部 753
監 事	清 水 忠 司	八頭郡八頭町徳丸 1131
〃	加 藤 智	八頭郡八頭町皆原 108
〃	中 村 榮太郎	八頭郡八頭町安井宿 1117

平成 19 年 12 月 29 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	以 後 博 幸	八頭郡八頭町日田 620-1
〃	杉 原 征史郎	八頭郡八頭町南 3
〃	清 水 忠 司	八頭郡八頭町徳丸 1131
〃	松 田 純 一	八頭郡八頭町東 252-3
〃	加 藤 耕 一	八頭郡八頭町皆原 107
〃	稲 中 豊 昭	八頭郡八頭町横田 127
〃	中 嶋 繁 夫	八頭郡八頭町小別府 543
〃	内 田 皓太郎	八頭郡八頭町安井宿 1154

〃 西 川 博 昭 八頭郡八頭町日下部 180
 〃 東 田 康 正 八頭郡八頭町日下部 753
 監 事 田 中 康 夫 八頭郡八頭町徳丸 409
 〃 上 田 理 八頭郡八頭町茂田 115
 〃 藤 田 洋 太 郎 八頭郡八頭町新興寺 572-2
 平成 19 年 12 月 30 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第 33 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
青空交通株式会社 代表取締役 石原 睦美	米子市富益町 171 - 2	青空交通ケアセンター訪問介護事業所	米子市富益町 171 - 2	訪問介護	平成 20 年 1 月 21 日

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 18 日付鳥取県告示第 1054 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岸本 幾野	八頭郡智頭町大字大屋字白杉谷 572 の 1
福安 正夫	〃
矢部 勇	〃

福安 正夫	八頭郡智頭町大字大屋字白杉谷左 575 の 1
矢部 勇	〃
長石 彰	八頭郡智頭町大字大屋字白杉谷左 575 の 20
佐々木志朗	八頭郡智頭町大字大屋字白杉谷左 575 の 26
神谷 義治	八頭郡智頭町大字大屋字白杉谷左 575 の 27
前橋 庄六	八頭郡智頭町大字西字塚字登尾 747 の 5
目春 幾藏	〃
目春 勝藏	〃
目春 惣一	〃
國政 五二	〃
國政 龍平	〃
國政 和臣	〃
國政吉五郎	〃
國政仲次郎	〃
寺坂 安吉	八頭郡智頭町大字西字塚字瀧ノ谷 748 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西字塚字瀧ノ谷 748 の 2
古谷 吉雄	八頭郡智頭町大字西字塚字瀧ノ谷 751 の 13
國政 和臣	八頭郡智頭町大字西字塚字瀧ノ谷 751 の 18
古谷金太郎	八頭郡智頭町大字西字塚字瀧ノ谷 751 の 19
國政 龍平	八頭郡智頭町大字西字塚字瀧ノ谷 751 の 25
安東 富治	八頭郡智頭町大字西字塚字瀧ノ谷 752 の 1
久本 邦夫	八頭郡智頭町大字西字塚字北谷口 756 の 7
大谷八百藏	八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷 757 の 6
大谷 伍一	八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷 757 の 7
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷 757 の 20
國政 大雄	八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷 757 の 34
尾崎美千枝	八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷 757 の 48

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 12 月 18 日付鳥取県告示第 1055 号)の内容
(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

横山辰五郎	東伯郡三朝町大字神倉字木長谷 699
-------	--------------------

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

丸岡 光徳	東伯郡三朝町大字森字宮谷 401
〃	東伯郡三朝町大字森字宮谷 402
牧田常三郎	東伯郡三朝町大字森字宮谷 406
長田 峯知	東伯郡三朝町大字森字宮谷 407
川本 浩	東伯郡三朝町大字森字宮谷 408
丸岡 光徳	東伯郡三朝町大字森字宮谷 409

〃	東伯郡三朝町大字森字宮谷 418
川本 浩	東伯郡三朝町大字森字宮谷 422

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

竹部 慶市	東伯郡三朝町大字中津字チャン原 755
小椋 清吉	東伯郡三朝町大字中津字チャン原 757
〃	東伯郡三朝町大字中津字チャン原 759 の 1
〃	東伯郡三朝町大字中津字チャン原 760
〃	東伯郡三朝町大字中津字チャン原 761

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 18 日付鳥取県告示第 1056 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松原みつよ	日野郡日野町津地字大谷ノ上エ 984
生田 衛	日野郡日野町下黒坂字蕎麦谷 1310 の 40
音田伴次郎	日野郡日野町高尾字屋敷廻り 79
鷲見忠太郎	日野郡日野町高尾字上高尾道内 222
井澤 覺	日野郡日野町高尾字小吹家ノ向 658 の 1
鷲見 一郎	日野郡日野町高尾字野路山 709
谷口 重正	日野郡日野町下榎字宮塔ヲンジ 958（次の図に示す部分に限る。）
景山 昇	日野郡日野町三谷字ノボシ原 312
長谷川廣司	日野郡日野町三土字日南ノ五 672
〃	日野郡日野町三土字日南ノ五 674
川上 玄夫	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 11
川上 幸一	〃
川上武一郎	〃
川上 玄夫	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 13
川上 幸一	〃
川上武一郎	〃
川上晉次郎	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 19
〃	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 21
〃	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 28
〃	日野郡日野町本郷字野路谷 2058 の 31
松本 貞治	日野郡日野町本郷字野路谷 2060
川上 栄治	〃
川上 三郎	〃
川上晉次郎	日野郡日野町本郷字野路谷ヒナ平 2065 の 2
田中 敬壽	日野郡日野町本郷字赤神上ミ平 2100
井上 幸仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 5
〃	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 8

田中 敬壽	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 13
井上 幸仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 18
井上 秀仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 23
田中民五郎	〃
井上 幸仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 27
田中民五郎	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 29
〃	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 30
井上 秀仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 32
田中民五郎	〃
田中 敬壽	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 34
〃	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 38
井上 秀仁	日野郡日野町本郷字赤神 2113 の 39
田中民五郎	〃
舟越 熊藏	日野郡日野町本郷字屋敷谷上ミ平 2174 の 1
舟越兼次郎	日野郡日野町本郷字屋敷谷上ミ平 2175
舟越虎次郎	日野郡日野町本郷字塚ノ原 2178 の 1
山田加根代	日野郡日野町本郷字カシキ谷 2188 の 4
〃	日野郡日野町本郷字カシキ谷 2188 の 6
〃	日野郡日野町本郷字カシキ谷 2188 の 27
百田定太郎	日野郡日野町本郷字梨ノ木谷奥 924
〃	日野郡日野町本郷字梨ノ木谷奥 925
〃	日野郡日野町本郷字梨ノ木谷奥 928

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

三谷字ノボシ原 312 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

櫃田藤四郎	日野郡日野町金持字地藏谷 1395 の 1
〃	日野郡日野町金持字地藏谷 1395 の 2
柴田源太郎	日野郡日野町濁谷字鉄穴洞 1231
生田伊三次郎	日野郡日野町三土字日南ノ五 677 の 4
長谷川竹一	日野郡日野町三土字日南ノ五 679
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字下アキ 168 の 2
細川文三郎	日野郡日野町秋縄字下アキ 171
宇田 常重	日野郡日野町下榎字葉岩ノ上 834 の 2
宇田 長八	〃
宇田由太郎	〃
加藤久太郎	〃
加藤金次郎	〃
加藤利太郎	〃
生田 佐吉	〃
西原 権重	〃
西原 馬吉	〃
西原秋太郎	〃
西村 次郎	〃
長谷部清見	〃
藤原 長市	〃
濱崎 幹	日野郡日野町黒坂字一本木 689
長谷川省一郎	日野郡日野町福長字才木谷山 251 の 2
長谷川美代子	〃
大澤石五郎	日野郡日野町久住字大沢鑪床 949 の 1
〃	日野郡日野町久住字大沢家ノ向 992 の 1
遠藤清太郎	日野郡日野町久住字川西 1055 の 1
大澤 林藏	〃
中谷 武市	〃
遠藤清太郎	日野郡日野町久住字川西 1055 の 3
大澤 林藏	〃
中谷 武市	〃
大澤美穂子	日野郡日野町久住字川西 1057 の 49
足羽新太郎	日野郡日野町小原字大鉄穴 490 の 1

〃	日野郡日野町小原字大鉄穴 494
〃	日野郡日野町小原字大鉄穴 500
佐倉 セツ	日野郡日野町小原字大鉄穴 502
足羽 益美	日野郡日野町小原字大鉄穴 506
足羽 岩男	日野郡日野町小原字大矢戸原 566
長尾 正道	日野郡日野町小原字大矢戸原 568
足羽周太郎	日野郡日野町小原字大矢戸原 572
〃	日野郡日野町小原字大矢戸原 584 の 1
鷺見忠太郎	日野郡日野町高尾字道上 207

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保
全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成 20 年 1 月 29 日（火）午後 3 時 30 分

2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 33 会議室

3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高
字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路
（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事
（鳥取市本高地内）

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成 20 年 2 月 13 日（水）午後 2 時

2 場所

鳥取市扇町 21

県民ふれあい会館 1 階 ホール

3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事（鳥取市下味野地内）